

第1号議案

労働基準法に基づく申請について

(案)

労働基準法に基づく申請等について、以下のとおり対応を行う。

1 時間外労働・休日労働に関する協定届について

時間外労働・休日労働について、労働者代表と別紙1および別紙2のとおり協定を締結し、労働基準監督署に届出を行う。

届出予定：別紙1　亀戸労働基準監督署　3月中
別紙2　中央労働基準監督署　4月1日

2 一斉休憩適用除外に関する労使協定の締結について

広域運用センターの一部職員について、労働者代表と別紙3のとおり一斉休憩適用除外に関する協定を締結する。

以上

【添付資料】

別紙1：時間外労働・休日労働に関する協定届(豊洲)
別紙2：時間外労働・休日労働に関する協定届(第二事務所)
別紙3：一斉休憩の適用除外に関する労使協定書

(別紙1)

様式第9号の2(第16条第1項関係)

時間外労働
休日労働に関する協定届

労働保険番号	13113280821000000000
[都道府県]	所掌
管轄	基幹番号
法人番号	6010005023758
枝番号	被一括事業場番号

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)						協定の有効期間		
一般事務		電力広域的運営推進機関		(〒135-0061) 東京都江東区豊洲六丁目2番15号 (電話番号: 03-6632-0910)						2022年4月1日から 1年間		
時間外労働	時間外労働をさせる 必要のある具体的な事由	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数						起算日 (年月日)	2022年4月1日
					1日		1箇月(45時間まで)		1年(360時間まで)			
					法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)		
① 下記②に該当しない労働者	・行政官庁との調整、提出書類の作成 ・理事会、評議員会運営 (資料作成、関係者調整) ・業務にかかる関係者との調整 ・業務上必要な会議への出席 ・その他、上記項目以外に緊急を要する業務	企画 調査 運用 事務	110人	7時間 40分	6時間	45時間			360時間			
② 1ヶ月単位の変形労働時間制により労働する労働者	・需給監視、指示業務等にかかる調整 ・その他、上記項目以外に緊急を要する業務	運用	15人	8時間	6時間	45時間			360時間			
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的な事由	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法 定 休 日 の 日 数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻				
	・行政官庁との調整、提出書類の作成 ・理事会、評議員会運営(資料作成、関係者調整) ・業務にかかる関係者との調整 ・需給監視、指示業務等にかかる調整 ・業務上必要な会議への出席	企画 調査 運用 事務	125人	土日曜、 国民の祝日、 年末年始、 その他指定日		休日のうち 1ヶ月に4日		0:00 ~ 24:00				
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/>												
(チェックボックスに要チェック)												

(別紙2)

様式第9号の2(第16条第1項関係)

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	□□□□□□□□□□□□□□□□□□				
[都道府県]	[所掌]	[管轄]	基幹番号	枝番号	被一括事業場番号
法人番号	6010005023758				

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)				協定の有効期間	
一般事務		電力広域的運営推進機関		(〒100-6607) 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号 グラントウキヨウサウスタワー (電話番号: 03- - - -)				2022年4月1日から 1年間	
時間外労働	時間外労働をさせる 必要のある具体的な事由	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数				
					1日	1箇月(45時間まで)	1年(360時間まで)		
					法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	
① 下記②に該当しない労働者	・行政官庁との調整、提出書類の作成 ・理事会、評議員会運営 (資料作成、関係者調整) ・業務にかかる関係者との調整 ・業務上必要な会議への出席 ・その他、上記項目以外に緊急を要する業務	企画 調査 運用 事務	2人	7時間 40分	6時間	45時間	360時間		
② 1ヶ月単位の変形労働時間 制により労働する労働者									
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的な事由	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法 定 休 日 の 日 数	労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻		
	・行政官庁との調整、提出書類の作成 ・理事会、評議員会運営(資料作成、関係者調整) ・業務にかかる関係者との調整 ・需給監視、指示業務等にかかる調整 ・業務上必要な会議への出席	企画 調査 運用 事務	2人	土日曜、 国民の祝日、 年末年始、 その他指定日	休日のうち 1ヶ月に4日	0:00 ~ 24:00			
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/>									
(チェックボックスに要チェック)									

時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	1日 (任意)	1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)				1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)				
			延長することができる時間数	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)
臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合											
・納期を目前に、一時的に業務が集中してしまった場合（行政官庁への短納期での複数書類の提出や、会議の開催準備等） ・突発的な不具合を解消するために、急ぎこれに対応しなくてはならない場合（需給のひっ迫や想定外のシステムエラーへの緊急対応等）	企画 調査 運用 事務	2人	15時間	6回	99時間 59分		所定時間外 25%	休日労働 35%	700時間	所定時間外 25%	休日労働 35%
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表者に対する事前申し込み										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ①、⑨	(具体的な内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせる									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 2022年3月日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 再生可能エネルギー・国際部
氏名 印

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（

) ←現在第二事務所において労働者代表選出中、選出後記入予定

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表することであること。

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

2022年4月1日

使用者 職名 電力広域的運営推進機関 理事長
氏名 大山 力 印

一斉休憩の適用除外に関する労使協定書

電力広域的運営推進機関と労働者代表 長島 淳也は、一斉休憩の適用除外に関し、次のとおり協定する。

(適用範囲)

第1条 交替勤務の対象となる広域運用センターの一部職員については、交替で休憩時間を与えるものとする。

(休憩時間)

第2条 休憩時間は次のとおりとする。

昼直	当直長および当直員A	11：30～12：30
	副当直長および当直員B	12：30～13：30
夜直	当直長および当直員A	20：00～21：00 2：00～3：00
	副当直長および当直員B	21：00～22：00 3：00～4：00

(特例)

第3条 業務等のため、前条の時間帯に休憩時間取得できない場合には、前条の時間帯とは別の時間帯に休憩することができる。

(施行日)

第4条 本協定は、2022年4月1日より施行する。

2022年3月 日

電力広域的運営推進機関
理事長 大山 力

(労働者代表)

総務部 長島 淳也